

平成29年度事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

我が国の経済は「経済対策」など「平成29年度の経済財政運営の基本態度」に示された政策の推進等により雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

当協議会に於いては、インターネットによる「おとり広告」の防止を中心とした研修会を実施し、引き続き「不動産の表示に関する公正競争規約」と「不動産における景品類の制限に関する公正競争規約」の周知徹底及び公正競争規約違反行為の未然防止の為、研修・指導・相談業務に力点を置いた活動を積極的に対応する。

また、適正な広告作成の為に会員はもとより広告代理店・印刷会社等の事前相談業務を積極的に行っていく。特に「おとり広告」等の違反広告に対する調査・措置活動については、ポータルサイト運営会社と連携し、規約違反事業者に対する措置を積極的に実施する。

規約指導担当者の更なるレベルアップを図るため、各地区で活動される指導者・事務局等を対象とした「規約指導担当者研修会」を今年度も本部において実施し、各地区調査指導委員会間の格差の解消、措置基準の統一、担当者の更なるレベルアップを図る。

本会の使命である事業者間における公正競争の確保及び消費者保護をより一層図り、不動産業界の社会的地位の向上を目指していく。

公正競争規約に違反する行為の未然防止業務を基本としながら、公正競争規約の普及啓発、周知、相談等の諸事業を以下のとおり実施していく。

1. 研修計画

(1) 所属会員対象の公正競争規約普及研修会

会員に対する表示規約、景品規約の周知活動が最重要課題であるため、各地区又は各所属団体が主催する研修会において普及を図る。本部としても講師の派遣、資料の提供など不動産の公正競争規約を普及させるために積極的に協力する。また、研修会の費用面での補助として、構成団体が研修会を1回実施する毎に5万円補助金を支払う。

(2) 賛助会員研修会

違反広告事例や相談事例などを含め、公正競争規約普及の為、各地区調査指導委員会主催にて広告代理店など賛助会員を対象とした研修会を開催する。

(3) 違反事業者に対する義務研修会

平成28年度中に警告以上の措置を受けた事業者及び平成27年度に義務研修を終えていない受講義務のある事業者を対象にした研修会は、各地区調査指導委員会において、適宜開催する。受講者から徴収した受講料は各地区へ還元する。なお、例年どおり対象者が少ないなど研修会を開催しない場合は、福岡地区主催研修会が対象者を受け入れることができることとする。

(4) 消費者向けセミナー

消費者庁より委任を受けた各県景品表示法担当課などが主催する消費者を対象とするセミナーに、適宜、本部から講師を派遣するなど、一般消費者に対して不動産広告の読み方、見方等を普及させるために積極的に協力する。

(5) 新規入会事業者に対する規約普及研修会

各地区調査指導委員会および所属構成団体で、新規事業者や従業員を対象にした研修会を、適宜開催する。(前記の補助金対象の研修会は既存会員を対象とする研修会のみとし、新規入会者のみを対象とする研修会は含めない)

(6) 規約指導担当者研修会の実施

各地区で実際に適正広告の作成に尽力されている調査指導委員長他、担当事務局等を対象に研修会を実施する。

(7) その他会員等主催による研修会への講師の派遣

会員が主催する研修会に対し、依頼があれば講師を派遣する。

2. 調査・指導計画

(1) 公正競争規約違反被疑事案の官民合同の現地実態調査

本年度は、官民合同の現地実態調査を、次の県で実施する。なお、実態調査費用は、本部にて負担する。

開催時期 / 8月から翌年3月中旬頃

開催県 / 福岡県、佐賀県、大分県、長崎県

(2) 消費者モニター制度の充実

売買広告はもちろんのこと、賃貸広告に関しても指導強化に取り組んでいくため、各地区調査指導委員会は、定例会議及び特定のテーマによる勉強会の開催、不動産広告の収集等を中心に推進し、消費者ニーズの動向、業界に対する意見・要望を聴く。消費者モニター制度を活用し、当協議会の諸事業に反映させる。

(3) 事前相談業務の拡充

各地区調査指導委員会は、所属の会員事業者、賛助会員等から不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じることとし、公正競争規約違反の未然防止に努める。

3. 広報計画

当協議会のホームページで会員事業者、賛助会員、一般消費者等に対して協議会の相談違反事例、指導指針、最新情報、刊行物のご案内等をリアルタイムで発信していく。また、「eメール」による会員限定情報等の発信を今後も随時実施する。

また、公正競争規約などの運用状況など、本部で入手できる情報は、随時、各地区調査指導委員会や構成団体に提供する。各地区調査指導委員会及び各構成団体は、各自の広報紙掲載など、広報活動を展開する。次に、本部及び各地区調査指導委員会は、公正競争規約及び業界の自主規制活動状況について、一般消費者への周知、普及を図るため、適宜、各媒体に報道方を働きかけるほか、編集記事等の制作に協力し、タイアップ広告、パブリシティー広告の活用を図る。

4. その他

(1) 表示規約、景品規約を熟知し、会員が不動産広告を企画、作成する際の良きパートナー、アドバイザーとなる賛助会員（新聞社、広告代理店、印刷会社等）の増員を今年度も図る。

(2) 引き続き本部が実施する会議、研修会開催時における旅費等の一部補助等を実施するため、1団体毎に一律10万円補助する。これによりこれまで福岡中心で行ってきた会議、研修会も一部九州各県の持ち回りとし、遠隔地の出席者の負担の軽減を図る。

(3) 各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように、体制の整備、強化を図る。また、本部調査指導委員会を開催し、各調査指導委員会での運用など意見交換を行う。

(4) 関係官庁・関係団体等との関係強化を図り、不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正を確保していく。

(5) 一般消費者より不動産広告についての相談、苦情に積極的に応じる。

(6) インターネットに於ける、契約済み物件等を掲載する「おとり広告」に対する監視を強め、規約に違反する加盟事業者に対し、積極的に措置を講ずる。また、当協議会が「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟事業者に対しては不動産情報サイト運営会社と協力・連携し掲載停止などの処分を実施できるよう体制を整える。

参考（九州不動産公正取引協議会の助成金、補助金）

各地区（8地区）への助成金

* 地区調査指導委員会費	1地区	10万円	3万円×開催回数
* 消費者モニター謝礼金	1名	1万5千円	
* 義務研修会交付金	1名	1万円	

団体会員（19団体）への補助金

- * 研修会補助金（1回実施毎に5万円。新入会員研修会は除く）
- * 会議、研修会等参加者旅費の一部補助金（1団体一律10万）